

相続財産が未分割の場合の相続税申告

亡父の遺産について相続人の中で分割の話し合いがまとまりません。相続財産の総額は基礎控除の額を超えていますが、相続税の申告期限までに分割協議が成立しなかった場合、どのような手続きとなりますか。

1. 相続財産が未分割の場合の相続税申告

- ①相続税の申告は、相続財産が分割されていない場合であっても、相続又は遺贈により取得した財産等の合計額が遺産に係る基礎控除額を超えていれば、被相続人の死亡の日の翌日(相続の開始があったことを知った日の翌日)から10か月以内に行うことになっています。
- ②この場合は、相続人が民法に規定する相続分に従って財産を取得したものとして相続税の計算をし、申告と納税をすることになります。
- ③たとえば、相続人が妻と子供二人の場合、1/2を妻が残り、子供二人が均等に(1/4ずつ)相続したものとして計算を行うわけです。ただし、この申告では、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減の特例など、相続税の軽減に関する特例(以下、相続税の特例)は適用できないので注意が必要です。

2. 相続財産の分割が成立した場合

- ①民法に規定する相続分で相続税の申告をした後に、相続財産の分割が行われ、その分割に基づいて計算した税額と、未分割財産として申告し

た税額とが異なるときは、実際に分割した財産の額に基づいて修正申告又は更正の請求をすることができます。

- ②修正申告は、当初申告した税額よりも実際の分割に基づいて計算した税額が多い場合に行うものです。子供が法定相続分を超えて遺産を相続したなどの場合が考えられます。
- ③更正の請求は、当初申告した税額よりも実際の分割に基づいて計算した税額が少ない場合に行うものです。分割が行われた場合には、相続税の特例の適用が可能となり、当初の申告税額より少なくなる場合が多いと考えられます。ただし、更正の請求ができるのは、分割があったことを知った日の翌日から4か月以内です。
- ④②③で相続税の特例の適用ができるのは、原則として申告期限から3年以内に分割があった場合に限られます。

3. 3年を超えても相続財産の分割ができない場合

この場合は、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに、『遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書』を提出し、税務署長の承認を受けておけば、裁判が確定した日などから4か月以内に遺産が分割された場合に、相続税の特例の適用を受けることができます。この場合も、分割された日の翌日から4か月以内に更正の請求を行う必要があります。

相続税の申告を行うには、十分な知識と相当程度の日数を必要とします。実際に相続が発生した場合には、できるだけ早く税理士に相談されることをお勧めします。